

動き始めた教員免許状更新講習の課題

Some Problems in the Initial Stage of a Training-session for Renewing School Teachers' License.

岸田 正幸
KISHIDA Masayuki
(和歌山大学教育学部)

抄録 2009年6月から和歌山大学でも教員免許状更新講習が始まった。この免許更新制、引き返すことのできないものであるだけに、内包する様々な課題解決に向けて改善策を講じていくことは関係者の責務である。ここでは、そうした課題について明らかにしながら、特に、大学が担当する必修領域や選択領域講習、さらには履修認定試験の課題や改善の視点について考える。

キーワード：内包する課題、必修講習、選択講習、履修認定試験、改善の方向性

はじめに

2009年(平成21年)6月6日、和歌山大学での教員免許状更新講習が始まった。当日は4つの選択講習に約130名が参加。大きなトラブルもなく、教育界がかつて経験したことのない1大プロジェクトが、地方都市でも静かに動き始めた。しかしながらこの船出、更新制という船を造った船大工と、講習を開設する大学等や講義を担当する講師といった船頭と、さらには乗客である受講者の思いがなかなか定まらない。作り手も漕ぎ手も乗客も皆初めての経験なのだから、当然と言えば当然のことではあるが、引き返すことのできない船旅であるだけに、向かおうとする航路を見極め、内包する課題解決に向けての改善策を講じていくことは関係者の責務であろう。ここでは、教員免許更新制導入の経緯や和歌山大学での講習開設の状況、その他関係する動向を踏まえながら、動き始めた教員免許状更新講習の課題について考え、改善につなげるためのいくつかの視点を提示したいと思う。

講習開設者の動向

文部科学省は、平成21年度の教員免許状更新講習の受講申込状況について、5月29日現在の状況を報道発表(6月12日)した。それによると、教員免許状更新講習の開設者として多くの大学が並ぶ中で、岩手県教育委員会と山梨県教育委員会、そして名古屋市教育委員会が講習の開設者として名を連ねている。国が定めた免許状更新講習規則では、開設資格として、大学の

他、都道府県及び政令指定都市や中核市の教育委員会もあげられていることから規則上何ら問題はないし、講習の性格上、各教育委員会の開設は、当然のこととも言える。ただ、多くの都道府県教委等が我関せずを決め込む中で、この2県1市が開設に踏み切ったのはなぜか。このうち山梨県の場合は、山梨県内の受講対象者数に対する山梨県内各大学の募集定員等から勘案して、県教委はその不足分を補おうとしたものであろうと読みとれるが、岩手県の場合、岩手県の受講対象者1126名に対して、岩手大学が1000名の募集定員を設定しており、受講者の多くが大学での受講が可能であろうと思われる状況にあるのに、5月29日現在の岩手大学への申込み者数は52名。受講対象者の多くが、というより県内の公立学校の教員は、受講料も無料である岩手県教委開設の講習を受講するものと思われる。

教員免許状更新講習の性格付けを行政研修に近いものにするのであれば、講習内容を含めたプログラム作成はそれほど難しいことではない。各都道府県の教員研修センターは、10年研修をはじめとする各種研修の実績を積み重ねてきており、例えば10年研修をなくすことが認められていれば、これまで行ってきた講習内容を基礎にして新たに求められている内容を加え、免許状更新講習に切り替えてしまうことはできただろう。しかし、多くの各都道府県教委は、この講習の開設には消極的であった。仮に10年研修がとりやめになったとしても、教員免許状更新講習は対象者も多く、校種や教科など教員それぞれの専門性を考えると開設しなければならない講習が膨大であったからである。講習のプログラム設計はできても、逆に言えばこれま

での経験を基にしたプログラム設計ができるだけに、それを実現するための講師確保が極めて困難であることは容易に想像できたし、行政が行えば受講料を徴収することが難しく、予算や人員の面でも実施できるキャパシティを超えているという判断があったものと考えられる。加えて、講習開設者として文科省も当初から主として大学を想定してきたことも大きな影響を与えた。各都道府県教委には、任命権者として教員がスムーズに免許状の更新ができるようにするための一定の責任はあるけれども、講習開設者の主体になるつもりはなかったというのが本音のところであろう。

今回の教員免許状更新講習は、制度設計の段階からその主な開設者として大学を想定し進められてきた。教員免許状の授与権者は教育委員会であるが、教員養成を行う大学が免許状授与に係る実質的な役割を果たしているという意味で、教員になった後の資質向上についても大学が責任を持って行うというのが主な理由である。大学での教員養成の充実をテーマにした中教審答申（平成18年）の他の柱、教職大学院と教職実践演習と同列で教員免許更新制の導入が議論された経緯を考えても、教員の資質能力を維持するため、継続的に大学が担っていく必要があるという結論は、自然な流れであったと言えるだろう。また、近いうちに大量教員採用時代が終わりを告げ、再び採用抑制期を迎えることは目に見えている。関連して、少子化による入学者減に危機意識を持つ私立大学が、現在の大量教員採用に目をつけ教員養成に力を入れ始めており、今後教員採用のシェアといった点でも激化が予想される中、教員免許状更新講習は、とりわけ教員養成大学の新たな役割という点でも、大きな意味を持っていると考えるのが適当であろう。

こうした中での岩手県教委の講習の開設である。開設資格のある実施主体が、それぞれの判断で行う講習の開設について、部外者が意見を述べる性質のものではないことは十分承知している。ただ、このことは、今後継続的に行われていく教員免許状更新講習の開設者として、どこが主体となっていくべきなのか、つまりは大学か、教育委員会か、或いはその両方か等を考える意味で一石を投じた動きであるし、教員免許状更新講習の内包する課題と根元的なところで繋がっていく問題でもある。そこでまず、「内包する課題」の意味するところを明らかにし、その上で、主体となるべき開設者について考えていきたい。

内包する課題と主体となるべき開設者

教員免許更新制の導入を求めた中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」2006年（平成18年）7月では、この制度のねらいについて、「教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行うことが必要であり、このため、教員免許更新制を導入することが必要であ

る」としている。本答申をまとめるにあたり、当初から教員養成部会及び本部会のワーキンググループで懸案となってきたのは、2002年（平成14年）答申「今後の教員免許制度の在り方について」との整合性の問題である。この14年答申では、中教審自らが教員免許更新制の導入を「なお慎重にならざるを得ない」と結論づけてあるのだから、その舌の根の乾かぬうちという指摘を受けることは当然予想できたからである。そして、この点について18年答申では、「今回は、当時指摘した課題等を踏まえ、どのような制度が現在必要とされており、また制度としても導入が可能であるのかという観点から、更新制の在り方を検討した結果」であるとした。つまり、議論の中心は原理的観点からの導入の是非ではなく、教員の資質向上のためという実質的観点からの導入の在り方であったというわけである。同時に、18年答申には、「今回の更新制は、基本的には教員としての専門性の向上に資する政策であるが、更新の要件を満たさない場合には、教員免許状が失効するという更新制の性格上、教員としての適格性の確保に関連する側面も有しているのである」という説明も加えられている。教員免許状更新講習の内容は、教員の資質向上、そのリニューアルにあるけれども、自らの免許状を更新するという制度上の観点から言えば、更新しないこともあり得るという原理的な立場は捨てきれないというものである。岸田が「適格性の確保という性格が強い教員免許状の枠組みを残して、本来的には相容れない教員の資質向上という中身をこの箱に入れようとしたところに問題があった」（2008年）とした課題である。「内包する課題」とは、このことを言っている。講習が始まって新たに見えてきた課題の多くは、この「適格性の確保という箱に入れた資質向上という中身」という課題に起因すると思われるものばかりである。

結論を急げば、私はこの適格性の確保という要素を教員免許更新制からできる限り薄めていくことが、改善の基本的な方向であると考えている。この立場から考えると岩手県の動きは、講習内容の質を担保していきたいという任命権者としての姿勢は高く評価できるけれども、改善の基本的な方向という点では課題があると、言わざるを得ない。

教員免許状更新講習は、教員の適格性を判断するものではない。和歌山大学が受講対象となる教員の説明会等において繰り返し説明してきたことである。しかし、実際の受講者の発言や受講態度などから見て取れるのは、この講習で履修認定を受けなければ教壇に立てないという切迫した思いである。それは、必修領域講習においてより顕著に表れていて、受講者が必ず提出することになっている事前アンケートにおいても、「今後の教員生活に役立つ内容を」、「変化の激しい子どもに向き合う具体的方法を」、「発達障害など新たな教育課題に対する知見を」などといった講義内容への要望の他に、「平易に」とか「簡単に」という言葉が多く添えられていて、履修認定への不安をのぞき見るこ

とができる。つまり、受講者の多くは、講習後に課せられる履修認定試験への抵抗感も手伝って、中教審答申の言う「教員としての適格性の確保に関連する側面も有している」という適格性の枠組みを意識せざるを得ない状況にある。広報に努めてきたリニューアルという文脈は頭ではわかっている、まずは履修認定をもらいたいという思いが顔を出すわけである。

大学で行う1日や2日の講習と簡単な履修認定試験で、適格性は言うに及ばず、その講習の認定レベルをどの程度に設定し判断するかということは極めて難しい。加えて講義担当者は、実質的な運用はともかく、形式的にも受講者の職がかかっているという意識が頭をかすめるものだから、受講内容や履修認定試験の程度設定もやや臆病にならざるを得ない。本来ならもう少し踏み込んだ内容まで織り込みたいし、またそうすることが適当であったとしても、履修認定試験を控えて構える受講生に前にして、進んで妥協点を見いだしてしまう側面も否定できない。しかし、そうしたことがあるからこそ、むしろ講習が大学で行われることに大きな意味があると考えられる。例えば、必修領域講習1つをとってみても、多様な専門性をもつ教員がこの講習の講師となり、講習で求められている内容に対するそれぞれの理解とレベル設定に基づき講義するわけであるから、全国的に統一性のある認定基準でもって認定することができないことは誰もがわかっている。それは、教員養成段階で課程認定を受けた講義の単位が認められれば、その具体的内容やレベルは結果として問うところとはならないのと同じである。大学での講義は、本来そういうものであるわけだから、いくら「適格性の確保に関する側面も有している」としたところで、ここでなされる講義にそれを求めるのは無理であることなど最初からわかっている。だから、免許状更新講習の性質上、理念的は求められてしかるべき認定基準の統一性が、現実的には困難であるという理由で闇雲に求められるといったこともないのである。

しかしこの講習を都道府県教委など任命賢者が行うと少し性格が異なってくる。ここでの講習では、例えば必修領域講習においても、求められている内容を余すところなく盛り込んだカリキュラムが組めるし、選択領域講習においても学校教育の課題をより意識した内容を中心に据えることができる。またレベルも統一性のとれたものとするのが可能であろう。その結果、「適格性の確保に関する側面」がより強いものにならざるを得なくなってくる。また、都道府県教育委員会等の開設が増加するなど、今後の動向によっては、県教委講習であるならば、適格性という側面での一定の判断も可能ではないかといった議論が出てこないとも限らない。けれども、5日程度の講習や履修認定試験を根拠として、適格性の判断などできないのは明らかであって、分限処分の権限をもつ任免権者が講習を開設することは、権限と不可能な判断という相容れない二つを抱え持って、より難しい課題を背負うことにもなりかねないと考えられる。

とは言え、岩手県教委における教員免許状更新講習の開設は、教員として必要な資質向上のリニューアルといった更新制のねらいをできる限り実現したいという極めて自然な動きであったと見ることができる。

18年度答申では、「教員養成・免許制度の現状と課題」について触れ、「『大学における教員養成』と『開放制の教員養成の原則』により、質の高い教員が養成され、我が国の学校教育の普及・充実や社会の発展に大きな貢献」をしてきたとした上で、大学の教育課程については、「教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に乖離が生じてきている」、「教職課程の履修を通じて、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分ではない」、「大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、学校現場が抱える課題に必ずしも十分対応していない」などの課題があると指摘している。

教員免許状更新講習のねらいとするところが、学校が抱える課題に対応し、学校教育や社会が教員に求める資質能力を育成していくこと、その資質能力をリニューアルすることにあるとするなら、これこそが答申の指摘する大学の教育課程に欠けている課題そのものである。つまり、教員免許状更新講習のねらいを実現させる場として、まさにそこに課題があるとされる大学がふさわしいのかという問題である。

その点、求められている資質能力のリニューアルという観点での系統性のある講習を提供できる開設主体は、教員の実態を把握し研修実績も持つという意味においても都道府県教委等である。したがって、教員免許状更新講習で求められる内容にふさわしい講習をできる限り提供しようとすれば、教育委員会自らが開設した方が良いという結論は、ごく自然な判断であったとも理解できるのである。

しかし、先に述べたように、教員免許状更新講習の開設主体としてふさわしいのはやはり大学である。やらされている感が払拭できない本講習が行政研修的な傾向を強めれば強めるほど、この講習によって呼び起こしたい教員の純粋な学びに対する姿勢が低下することは避けられない。その意味で、教育課程上の課題が大学にあったとしても、学問研究機関であるという一般の評価を背景として質の高い講習が提供される場としての価値は高いと思われる。

そこで、大学の講習であるが故の課題を克服しつつ、適格性の確保という要素をできる限り薄めていくための講習を提供するには、どのような点で改善が必要であるのか、いくつかの視点から具体的に考えていきたいと思う。

必修領域講習の改善点

免許状更新講習規則第四条では、講習の内容として2つの事項をあげている。いわゆる必修領域講習で取り上げるべき「教職についての省察並びに子どもの変

化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」と選択領域講習で取り上げるべき「教科指導、生徒指導その他教育の充実に
関する事項」である。これらの詳細な内容については、文部科学大臣が別に定めることとされ、平成20年3月31日文科省告示第50号により示されている。

ところで、教員免許状更新講習の開設者となるためには、講習開設の申請書を文科省に提出しなければならず(下記表は申請書の一部)、上記の告示に示された内容に基づき、必修領域講習には次のような内容を含める必要があるとして、チェック欄も設けられている。

4つの項目は、それぞれ2つの細目に分かれ、さらにa～vの記号内容については、網掛け部分は、どれか1つあればよいけれども、その他は必ず含めるべき内容として求められている。2日間での講習時間は12時間。これだけ盛り込むべき事項があれば、時間的制約の中で、取り上げる内容はごく初歩的なものであったとしても、少人数で担当すれば、盛り込むべき内容が多いだけに各教員の専門分野以外の内容が入ってこざるを得ない。したがって、大学によっては1つの細目ごとに専門の者が担当し、結果として12時間を8人の講師が行うケースもあるくらいである。

和歌山大学では、2日間の必修領域を4会場で8回開講することにした。1つめの項目「教職についての省察」は、3人の講師がそれぞれ2～3会場を担当。以下、2項目めは4人、3項目めと4項目めは3人の講師がそれぞれ複数の会場を担当する予定にしている。4つの項目を担当する講師4人は、特にチームを

組んでいるわけではないので、開設する8回の講習は、すべて異なった組み合わせの講師によって行われることになる。

さて、これら計13名の教員が講習を実施するに当たり、前年度の講習プログラムの作成段階では、必修領域の共通テキストの作成すべきではないかといったことも検討材料としてあげられてはいた。しかしそのためには、下記の表にあるa～vの内容に対する共通認識を同一項目を担当する3又は4人の講師が行う必要がある。このことは担当教員の専門分野を考え合わせると大変な労力と困難を伴う作業になる。例えば、3項目めの1「総則の趣旨の理解」やP「法令改正、国の審議会の状況等」などといった客観的な知識を主とした内容については、共通テキストを作成することは比較的容易だけれども、その他の項目については、講師の専門性によって講義の内容やアプローチの仕方は大きく異なることが予想され、そこに統一性を見出すことは困難だからである。そもそもが、大学が行ってきた専門分野の深化と教員免許状更新講習が求める総花的な内容とは出発点から水と油であって、そこに研究経歴が異なる複数の教員が集まって共通認識を持って一つの講習を作り上げることの困難さは容易に想像できたことであつた。まして、何らかの必要性や自発的な意志に基づく講習ではなく、降ってわいたように始まった講習とあらばなおさらである。和歌山大学における必修領域講習も、講習内容の絶対的な質という点では高いレベルにあると判断してよいと思われるが、教員免許更新制のねらいと踏まえた内容に寄り

項目	細目	記号	含めるべき内容・留意事項	チェック欄
教職についての省察	学校を巡る近年の状況変化	a	客観的・具体的材料(各種報道・世論調査・統計等)の適切な利用	<input type="checkbox"/>
	教員としての子ども観、教育観等についての省察	b	子ども観、教育観等についての省察	<input type="checkbox"/>
		c	教育的愛情、倫理観、遵法精神その他教員に対する社会的要請の強い事柄	<input type="checkbox"/>
子どもの変化についての理解	子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)	d	子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容	<input type="checkbox"/>
		e	特別支援教育に関する新たな課題(LD、ADHD等)	<input type="checkbox"/>
		f	居場所づくりを意識した集団形成	<input type="checkbox"/>
	子どもの生活の変化を踏まえた課題	g	多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割	<input type="checkbox"/>
		h	生活習慣の変化を踏まえた生徒指導	<input type="checkbox"/>
		i	社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育	<input type="checkbox"/>
		j	その他の課題	<input type="checkbox"/>
k	カウンセリングマインドの必要性	<input type="checkbox"/>		
教育政策の動向についての理解	学習指導要領の改訂の動向等	l	総則の趣旨の理解	<input type="checkbox"/>
		m	意欲を喚起する学習指導	<input type="checkbox"/>
		n	子どもの実体を踏まえた道徳・特別活動の指導	<input type="checkbox"/>
	o	その他近年の状況を踏まえた内容	<input type="checkbox"/>	
法令改正及び国の審議会の状況等	P	法令改正、国の審議会の状況等	<input type="checkbox"/>	
学校の内外における連携協力についての理解	様々な問題に対する組織的対応の必要性	q	学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成	<input type="checkbox"/>
		r	保護者・地域社会との連携	<input type="checkbox"/>
		s	その他近年の状況を踏まえた内容	<input type="checkbox"/>
		t	対人関係、日常的コミュニケーションの重要性	<input type="checkbox"/>
	学校における危機管理上の課題	u	校内外の安全確保に関する内容	<input type="checkbox"/>
		v	情報セキュリティなど近年の状況を踏まえた内容	<input type="checkbox"/>

添い、総花的に盛り込んだものを是とする立場から見れば、告示に忠実というよりそれぞれの講師の専門性に基いて講習に含めるべき内容が決められている状況にあることは否定できない。そこで、制度的な課題も含めて必修領域講習に関する改善の視点をいくつか提示しておきたいと思う。

まず、必修領域講習で求める内容が網羅的で、2日間の講義で行うには量が多すぎるといえる点である。

基本的には、項目や細目の絞り込みによる内容の精選と行政研修内容との重複を避けるなどの整理が必要である。特に、3項目めの「教育政策の動向についての理解」については、既に行政研修で行われている内容であるし、大学での講習内容として不釣り合いな感が否めない。行政研修で行うべき項目などを削除し、内容の絞り込みをする中で、総花的ではなく、内容を深めて学ぶことができる構成にすべきである。それでも2日間の講習では限界があるため、選択必修制を採用し、今後の教員生活に役立ち、自らの課題意識に基づく2つ程度の内容（a～vで示された内容レベル）をじっくりと学ぶことができるようにするのが適当と思われる。そうすれば、例えば、和歌山大学の必修領域担当者13名が講習内容に対する共通認識を持つ必要はなくなるし、それぞれの専門性に基づき内容を構成し、それを深めていけばよいことになる。

2つめは、必修領域講習でどの程度の内容が求められているのかという基本的理解を促すための国レベルの資料作成である。

これまで文科省は、教員免許更新制そのものを周知させるために様々な取組を行ってきた。制度導入の初期段階として、そこに力を入れるのは当然のこととして、今後は、求められている内容の周知という点にも力を入れるべきであると思われる。それは、受講者と講義者ともに欠けていると思われる課題であるからである。

例えば医師の場合、医療の進歩に伴い、学ばなければならない内容は明確である。医師免許更新講習といったものがあるとするなら、新しい医療技術や考え方を根拠として、選択の余地なく必修領域で学ぶべき内容が決められていくし、当該専門分野の医師として何を学ぶ必要があるのかということの共通理解が容易にできるように思われる。しかし、教員は極めて専門性の高い職業でありながら、医療の進歩といったような根拠となるべきものがなく、また、専門性のリニューアルが行われなくても、職を遂行する上での危機意識はそれほど感じないために、必修領域についても、どのような内容をどの程度まで学ぶ必要があるのかといった共通のラインさえ持ち得ない状況にある。このことは、講義を担当する者も同様であって、腰の据わらない現在の状況が続けば、教員免許更新講習の内容そのものへの批判となって出てくる可能性もある。

文科省は、既に教員免許更新講習開設者向けに、上記4項目に関連する内容をHP上にリンク集として提供しているが、こうした内容を含め、これからの教

員として身につけておくのが適当と思われる内容を精選し、それらをまとめた国レベルの資料集を作成、配付すべきであると考えられる。これは、講習資料としての利便性からではなく、教員としての資質能力の向上という観点で、どのような知識や知見が求められるかといった点について、共通認識や周知を図ることを主たるねらいとしたものである。これにより必修領域では、どのような内容をどの程度まで学ぶことが求められているのかといったおおよその理解を受講者も担当者も持つことができる。もちろん、これを教材として活用するかどうかは、講義担当者の判断に委ねればよいのであって、場合によって2日間の講習でほとんど活用されないケースがあったとしても、それはそれでよい。どれだけ活用されるかということよりも、教員免許更新講習のねらいとするところの周知を図るという意味で、十分な役割を果たすのではないかと考えるからである。

3つめは、大学における必修領域講習の改善である。大学というフィールドで教員免許更新講習を、とりわけ必修領域講習を行うことに構造的な課題のあることは、水と油という表現を用いて述べたが、現実に教員免許更新講習の開設者になっている以上、そのねらいとするところに近づく責任は大学にある。これは、18年度答申が大学の教育課程上の課題としたこととも関係が深い問題で、教員の資質能力の向上やリニューアルといった理念と実際の講習内容とのギャップをどう埋めていくか。或いは、個々の教員の専門性を活かしながら、求められている講習内容の質をどう担保するか、今後、継続的な検討が求められてしるべきと思われる。

選択領域講習の改善点

選択領域講習は、比較的自由に担当教員の専門性に基く授業が展開できるし、シラバスに講義内容や受講対象者を明示しておけば、相当専門性の高い内容であっても特に大きな問題はないと考えている。ただ、この選択領域講習は、多様な学習ニーズにどう応えていくか、求められるニーズに即した講習プログラムの提供という課題がある。

和歌山大学では、共同開設者となった和歌山信愛女子短期大学及び近畿大学生物理工学部の教員が担当する講習も含めて、初年度は4つの会場合わせて124の選択講習を開設した。また、大学内の体制もすべての学部から講習担当者を出すことを決め、講習の性格上、教育学部は所属するすべての教員が講習を提供し、他の3学部はそれぞれ5つの講習、計15の講習を提供することとした。次ページの表Iは、5日9日現在の選択領域講習の申込み状況を実施月別に集計したものである。

この時、既に設定した募集定員に達していたのが33講習。募集定員に対する申込み率は平均して約52%、1講習あたりの平均申込者数は22名であった。和歌山

表 I 【選択講習の申込状況】

平成12年5月9日現在

期	月	会場	講習数	定員	(申込数)	申込率	1講座当りの平均申込者数
I	6月	和歌山	13	574	(406)	70.73%	31
	7月	和歌山	6	270	(206)	76.30%	34
II	8月	和歌山	45	1871	(1089)	58.20%	24
		田辺	19	870	(356)	40.92%	19
		新宮	12	480	(145)	30.21%	12
		岸和田	13	510	(276)	54.12%	21
III	12月	和歌山	3	110	(35)	31.82%	12
		田辺	6	270	(61)	22.59%	10
	1月	和歌山	7	272	(149)	54.78%	21
計			124	5227	(2723)	52.09%	22

県や近隣府県の対象教員を約1000人と想定し、1人あたり3講習受講しなければならないので、必要とされるのべ定員は3000人。これに対して124講習を開設したわけだから、1講習あたり予定していた受講者は平均24人。ほぼ、計算通りの受講申込者数となった。

4月6日の午後5時から、和歌山県内勤務者の先行申込みを開始したが、短時間で募集定員に達した講習もあり、希望の講習がいっぱいで申込みができなかったといった内容の苦情が寄せられる場面もあった。

早い時期に募集定員に達した講習には、主として2つの傾向が見られた。1つは、現代的教育課題を扱った内容の講習で、これは事前アンケートにおいても、確認できていたことであった。もう1つは、一般教養的な内容で、比較的楽しみながら受けられると判断したのであろうと思われる講習であった。

さて、こうした状況を踏まえ、2つの課題と改善の方策を提示しておきたい。

1つは、毎年開設する選択領域講習を決定するための基本的な考え方をどこに求めるかという課題である。初年度は、継続的に講習プログラムを作成していく基礎固めということもあり、また校種や教科の異なる多様な学習ニーズに応えるという観点から、できるだけ多くの選択領域講習を開設することを基本においた。このため、教育学部所属の教員は1人あたり1講習の開設を原則とせざるを得ず、若い大学教員にとっては、50代のベテラン教員を相手に講義することへの抵抗感が少なからずあったし、教員の専門性を考慮せずに依頼をしたために、相当無理をしながら講座を開設した状況があったのも事実である。

対象となる受講人数を十分カバーできるだけの開設講習数の確保、受講希望の多い講習の複数開設の是非、担当者の専門性を活かしつつ受講者の学習ニーズに応える講習内容の模索、教員の負担感の軽減等、次年度の講習プログラムを作成するために必要となる様々な判断要因を吟味しながら、何を基本にして最終的な選択講習内容を決定していくべきなのか、難しい課題ではある。

和歌山大学で言えば、対象受講者数の状況から現在

ある120講習程度の開設数の確保ということを中心にしておきたい。これを崩し始めると選択できる講習の提供という観点で、不十分な講習数になる可能性があるからである。その上で、募集の早い段階で募集定員を満たした講習についての複数回の開設を検討しながら、希望が少なかった講習との調整を図るなど、開設講習をバージョンアップさせていくためのシステムを構築する必要があると思う。また、選択講習の開設時期も必修領域と同様に3期に分け、124の選択領域講習を和歌山会場で20日間、田辺会場11日、新宮と岸和田会場でそれぞれ5日、計31日間にわたって開設するようにしたが、各期ごとの、或いは各会場ごとの受講希望状況等を踏まえ、開設期間の短縮化を図ることも必要であると思われる。これは、長期間にわたって実施とすると、受講者の利便性や受講者の予定の変更へも柔軟に対応できるというメリットはあるが、その分、事務手続きの長期化と煩雑化が避けられず、講習のスムーズな実施という点で課題が残ると考えるからである。

もう1つは、教員免許状更新講習で教員が求める豊かな学びをどのように提供していくかということである。

選択領域講習に求める受講者の学習ニーズとして、大きく3つの視点があげられる。1つは「職能成長の基礎的資質としての学問へのアカデミックな要求」であり、これは教科専門分野からのアプローチが中心となる。2つめは、「実践的な職能成長への要求」であり、現代的教育課題や指導法に係る内容がそれにあたる。3つめは、「幅広い教養への要求」であり、これには内容が平易で履修認定してもらいやすいといった現実的な要求も含まれる。

特に2つめの「実践的な職能成長への要求」については、最もニーズが高いし、教員に求められる資質能力の向上や校種や教科の専門性という観点からも、充実させることが望まれるところであるが、現実的にはすべての要求に応えることは難しい。

そこで、こうした要求に対する改善方策として、いくつかの具体的な取組を提示しておきたい。

まず、外部の教育資源を活用した新しい選択講習の開拓である。例えば、農業や工業、商業など高等学校の職業教育関係の講習については、大学の教員だけではニーズに応えるだけの十分な講習を開設できない状況にあるが、農業試験場や工業技術センターの職員や税理士等による講習を行うことにより、講習の幅を広げることができる。また、実践的な危機管理能力を向上させる講習として、法テラス、弁護士、警察OB、救急救命士等による講習も考えられるし、授業等に工夫を持たせるための講習として、音楽家やスポーツの専門家、絵手紙の専門家等による講習も有効であると思われる。特に、学校に対して様々な要求がなされる中、危機管理面での実践力は身に付けておきたい力として需要が高いものと思われる。

また、多様な講習形態という観点から、附属小学校や中学校、特別支援学校の研究授業や研究協議会を活用した選択講習を開拓することもできる。教育学部と附属学校との在り方が問われる中、共同事業への参画は1つの方向性を示す材料にもなり得ると考える。

さらに、幼稚園教諭や養護教諭が希望する講習の充実である。和歌山大学では、幼稚園教諭については、和歌山信愛女子短期大学との連携により専門性のある一定の講習が提供できていると考えるが、養護教諭についてはまだ十分とは言えない状況にあり、養護教諭の課程認定を受けている大学等との連携を図るなどの方策を検討していく必要がある。

履修認定試験の改善点

本講習が実施される前、履修認定基準の統一性ということに関して、ある新聞社から電話取材があった。それは、それぞれの大学において独自の講習が実施され、統一基準を持たないままに履修認定試験がなされれば、大学によって講習は認定がされやすかったり、難しかったりといったことが起こるのではないかと、いうものである。そもそも、そうした指摘が出されるのは、一般的に適格性の確保がこの講習にはあるという受け止め方がなされている証左であろう。この基準の統一性という問題は、教員免許状取得に必要とされる単位を取っていけば、それが付与されるのと同じであって、国家試験でも実施しない限り、そうした問題が解決しないのは明らかである。さらには、例えば、物理の専門的な内容を扱った講習と一般教養的な内容の講習のように、それぞれの選択講習の内容には難易度において大きな差があり、それを許容しながら、一方ですべての講習で履修認定試験を求めてその難易度に関係なく1つの講習を履修したものとして認定するという課題もある。

また、履修認定試験が講習内容に閉塞感を与えているという側面も否定できない。通常行われる試験では、まず授業があり、その内容に対する自宅での学習等、知識の整理を行った上で臨むことになる。ところが、

教員免許状更新講習では、当日の講習で覚えておくべきことが短時間で詰め込まれ、直後にしかも未整理のまま試験問題にあたらせられる。その結果、講義中はわかっていたつもりでいた知識も、いざ試験となると十分な解答が書けない状況が多く受講者に起こる。今、頭に入れたものを整理する時間を与えられずにはき出すという行為は、極めて困難なことなのである。

その自衛策として、講習担当者は、本来伝えたい内容を大幅に削減するなど講習内容の質を変えたり、履修認定試験で答えやすい内容を核に講習内容を構成したりといったことをすることもできる。つまり、履修認定試験は、本来は教員の資質能力が向上したことを確認するためには何らかの方法が必要であるといった考えから導入されたはずであったが、結果としては履修認定の根拠材料とはなり得ず、かえってその存在が、受講者と講義担当者で自由に行われるべき講習を変質させるマイナス要因として働いているということがある。

履修認定試験を実施しなければ、教員免許状更新講習はもっと受講者にとっても学びの多い質の高いものになる。実際に講習や履修認定試験を課してみても実感である。したがって、いずれ有効に働かないものであるならば、義務化を求めない方向で検討を進めるべきである。むしろその方が自由闊達な空気の中で講習が展開されるし、教員の資質能力向上に必要とされる内容であるならば、相当高度なことでも担当教員は遠慮なく教えることができる。そして、その方が教員免許更新制そのもののねらいが達成できるし、教員の豊かな学びへの意欲も高まるものと考えられる。

おわりに

教員のライフステージにおいて求められる資質能力とは何か。教員免許状更新講習の受講者である教員自身が、そのことを自問せぬままに、今、講習の椅子に座っている。「その時々で求められる教員として必要な資質能力」を保持していくことの必要性については、誰も否定するものではないし、多くの教員もそれを理解し、学びへの意欲も個人差はあるものの総体とすれば十分持ち得ていると考えていい。しかし、自らの資質向上のために最も必要となるはずの自問、つまりは自らの教員人生にとって何が必要で、何を学ぶ必要があるのかといった講習のねらいと有機的につながってこないのは、「適格性の確保」という過去の議論の残滓とも言うべき、この制度に内包する課題があるからである。教員免許更新制に対する意識の上で、また講習に求められている制度面、内容面からもこの残滓を取り除き、個々の受講者の教員人生にとって必要となる自問を促す、あるいはその自問に応える講習にしていこう。動き始めた教員免許状更新講習の改善の視点をそこに求めていきたいと考えている。